

「中小企業大学校三条校における企業向け経営管理者研修等及び中小企業支援担当者向け研修に係る業務」に関する質問への回答

独立行政法人中小企業基盤整備機構 関東本部

整理番号	資料名	ページ	項目名	質問内容	回答
1	実施要項	18	(7)②イ研修委託費	研修業務を実施するための経費で機構が負担するものとして「講師に係る謝金及び旅費」と表記されていますが、「日当、宿泊費、昼食代、その他費用（あるのであれば）」の扱いはどのようになるのでしょうか。	入札参加者は、講師に係る日当、宿泊費は、旅費の一部としており、事業実施に必要な経費として算定する必要はありません。昼食代も事業実施に必要な経費として算定する必要はありません。その他費用は現時点では想定していないため、事業実施に必要な経費として算定する必要はありません。
2	実施要項	18	(7)②イ研修委託費	研修業務を実施するための経費で機構が負担するものとして「教材の調達に係る経費」と表記されていますが、どのような費用を指すのでしょうか。	テキスト印刷費や講師指定テキスト用書籍購入費及び教材レンタル費などがあります。
3	実施要項	36	1 従来の実施に要した経費	物件費の賃借料とはどのような経費でしょうか	当校に単身赴任等で赴任している職員が使用する宿舍の貸与備品に係るレンタル料を計上しています。
4	実施要項	36	1 従来の実施に要した経費	委託費等の旅費その他の内訳及び受託者が負担する経費があればお聞かせください	「旅費その他」に計上の経費は派遣職員の支払派遣費（本業務従事分）です。受託者が支払派遣費として負担することは想定されていません。
5	実施要項	36	1 従来の実施に要した経費	間接部門費の内訳をお聞かせください。	実施要項37ページ、(注記事項)2.(3)に記載されています。
6	入札仕様書	1	1 (2)①統括責任者	短期研修受託共同事業体の統括責任者は本入札案件の統括責任者を兼任することはできますか。	本業務の統括責任者は、研修コース開講期間中は研修業務に専念することから、兼任することはできません。
7	実施要項	20	5 入札参加資格に関する事項(4)	資格決定通知書を添付する必要がありますか。	資格決定通知書を添付する必要はありません。